



特集1

14春闘の課題と論点

日本女子大学名誉教授 高木 郁朗

はじめに

アベノミクス下の春季生活闘争ということで、2014年の春闘は経済的にも社会的にも大いに注目される。しかし、14春闘をめぐる労働組合、とくに連合系組合の課題は、短期的な対応で終わってよいものではない。むしろ、長期にわたって蓄積された諸課題に、本格的に対処する取り組みがな

ければ、短期的にも成果をあげることはできないであろう。本稿においては、やや長期的に賃上げをめぐる状況を検討することで、労働組合が取り組まなければならない構造的な論点を指摘することを目的とする。

1. 家計の状況

最初にいくつかの統計調査が示す「事実」を検証する。このうち、表1家計調査(総務省)及び表2春闘の賃上げ妥結率と所定内賃金の推移(厚生労働省)が示す統計は連合が成立する直前の1986年を基準としている。

このうち、まず2人以上の勤労者世帯を対象とした家計調査が示すところでは、最近時の勤労者世帯の可処分所得は約42.5万円で、42.1万円の1989年にほぼ匹敵する。1989年は連合が成立した年であるが、その後約四半世紀のあいだ、勤労者の家計は、この2つの年の名目値をとるかぎり、まったく改善されていない。この間に消費者物価は約8%上昇しているから実質的には可処分所得は約8%の減少となる。むろん名目値がまったく改善されていないという表現は正確ではない。可処分所得の動向をみると、1990年以降1997

年にかけて増加傾向を示し、最高値を示す1997年では約49.7万円となっているからである。それ以降、小泉内閣期の2001年から2003年の時期に劇的に減少し、さらにその後も漸減した結果として、約四半世紀前の水準に戻ってしまったということである。最高値から2012年水準への15年間の下落率は15%弱に達する。この間に消費者物価は約1%低下しているが、これを考慮に入れても大差は生じない。

この15年間の可処分所得の減少の原因についても家計調査はある程度の示唆を与えている。可処分所得は実収入－非消費支出(所得税＋社会保険料)で与えられるから、この2つの要素を検討すればよく、その数値はいずれも家計調査に示されている。15年間の変化をみると、世帯全体の実収入は最高値である1997年の59.5万円から

51.9万円へ、約13%の減少である。このことは2つのことを示している。1つは当然のことながら、可処分所得の減少は実収入の減少が圧倒的に影響しているということである。しかし、もう1つ、実は実収入の減少率は可処分所得の減少率よりは小さく、したがって非消費支出の増加がかなりの程度に影響しているということである。この事実についてここでは議論しないが、労働者生活の改善には賃金の増加だけでは不十分であることが示される。

ここでの調査対象は勤労者世帯であるから、実収入の大半は勤め先収入である。これは55.9万円から48.0万円へ、14%強の減少である。この数値は実収入全体の減少率よりは大きい。勤め先収入は、家計調査では世帯主収入と他の家族との収入に分けられるが、世帯主収入は48.7万円

から41.1万円へ、約16%の減少となっている。これは勤め先収入全体の減少より大きく、したがって他の家族員の勤め先収入で補填されていることを示す。事実、たとえば妻の収入はこの期間5%以上上昇している。

ところで、世帯主の勤め先収入は定期収入と賞与などに分けられている。この2つの収入項目はともに減少しているが、1997年から2012年までの定期収入の減少率が約10%であるのに対して、賞与などの減少率は実に約36%に達する。実額でもこの両者の減少額は約4万円と約3.6万円ではほぼ匹敵する。可処分所得の減少のなかで、一時金などの減少はきわめて大きな位置を占めていることがわかる。ここでは一時金問題については論じないが、家計調査からはその重要性が大きいことは指摘しておく必要がある。

表1 家計調査(総務省)

| 各 年 | 実 収 入 | | | | | | 可処分所得 |
|------|-----------|---------|---------|-------------|---------|---------------------------|---------|
| | 勤 め 先 収 入 | | | | | 世帯主の 配偶者の 収入 うち女 | |
| | 世 帯 主 収 入 | | | 臨時収入・ 賞与 | | | |
| | 定期収入 | | | | | | |
| 1986 | 452,942 | 427,110 | 373,267 | 291,751 | 81,517 | 37,393 | 379,520 |
| 1987 | 460,613 | 431,414 | 376,242 | 296,587 | 79,655 | 38,302 | 387,314 |
| 1988 | 481,250 | 453,320 | 394,956 | 306,904 | 88,052 | 43,195 | 405,938 |
| 1989 | 495,849 | 466,564 | 410,117 | 318,898 | 91,219 | 40,892 | 421,435 |
| 1990 | 521,757 | 490,626 | 430,670 | 332,026 | 98,644 | 44,101 | 440,539 |
| 1991 | 548,769 | 515,365 | 448,226 | 342,868 | 105,359 | 49,621 | 463,862 |
| 1992 | 563,855 | 529,490 | 462,253 | 357,068 | 105,184 | 51,058 | 473,738 |
| 1993 | 570,545 | 536,070 | 468,324 | 364,427 | 103,897 | 51,562 | 478,155 |
| 1994 | 567,174 | 532,442 | 468,000 | 369,944 | 98,057 | 48,801 | 481,178 |
| 1995 | 570,817 | 536,458 | 467,799 | 374,148 | 93,651 | 54,484 | 482,174 |
| 1996 | 579,461 | 543,687 | 474,550 | 378,409 | 96,141 | 55,020 | 488,537 |
| 1997 | 595,214 | 558,596 | 487,356 | 388,738 | 98,619 | 56,115 | 497,036 |
| 1998 | 588,916 | 551,283 | 480,122 | 386,466 | 93,656 | 55,891 | 495,887 |
| 1999 | 574,676 | 537,461 | 468,310 | 381,995 | 86,314 | 55,766 | 483,910 |
| 2000 | 560,954 | 526,331 | 460,436 | 379,700 | 80,737 | 53,232 | 472,823 |
| 2001 | 551,160 | 514,328 | 449,310 | 371,407 | 77,903 | 52,422 | 464,723 |
| 2002 | 538,277 | 504,452 | 438,613 | 366,527 | 72,085 | 54,568 | 452,501 |
| 2003 | 524,542 | 493,643 | 431,520 | 362,837 | 68,683 | 52,667 | 440,461 |
| 2004 | 530,028 | 501,122 | 436,616 | 369,417 | 67,199 | 54,921 | 444,966 |
| 2005 | 522,629 | 492,035 | 425,450 | 359,914 | 65,537 | 55,857 | 439,672 |
| 2006 | 525,254 | 494,693 | 431,968 | 359,579 | 72,389 | 52,104 | 441,066 |
| 2007 | 527,129 | 495,611 | 432,897 | 357,974 | 74,922 | 52,379 | 441,070 |
| 2008 | 533,302 | 500,276 | 434,421 | 361,100 | 73,320 | 54,636 | 441,928 |
| 2009 | 518,595 | 485,538 | 419,932 | 353,900 | 66,031 | 56,052 | 428,101 |
| 2010 | 521,056 | 485,912 | 418,127 | 351,346 | 66,781 | 56,762 | 430,282 |
| 2011 | 509,973 | 473,066 | 410,226 | 347,310 | 62,916 | 53,095 | 420,394 |
| 2012 | 519,023 | 480,122 | 411,113 | 348,263 | 62,850 | 59,177 | 425,330 |

単位 (円)

表2 春闘の賃上げ妥結率(厚生労働省)と所定内賃金の推移(賃金構造基本調査)

| | 賃上げ妥結率 | | | 所定内賃金 | | | | | |
|------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 男女計 | | 男 | | 女 | |
| | 現行ベース | 妥結額 | 賃上げ率 | 所定内給与額 | 対前年 | 所定内給与額 | 対前年 | 所定内給与額 | 対前年 |
| | 千円 | 円 | % | 千円 | 増減率(%) | 千円 | 増減率(%) | 千円 | 増減率(%) |
| 1976 | 131.3 | 11,596 | 8.8 | 131.8 | - | 151.5 | - | 89.1 | - |
| 1977 | 143.1 | 12,536 | 8.8 | 144.5 | 9.6 | 166.0 | 9.6 | 97.9 | 9.9 |
| 1978 | 156.6 | 9,218 | 5.9 | 153.9 | 6.5 | 176.7 | 6.4 | 104.2 | 6.4 |
| 1979 | 166.0 | 9,359 | 6.0 | 162.4 | 5.5 | 186.3 | 5.4 | 109.9 | 5.5 |
| 1980 | 173.3 | 11,679 | 6.7 | 173.1 | 6.6 | 198.6 | 6.6 | 116.9 | 6.4 |
| 1981 | 182.7 | 14,037 | 7.7 | 184.1 | 6.4 | 211.4 | 6.4 | 124.6 | 6.6 |
| 1982 | 194.2 | 13,613 | 7.0 | 193.3 | 5.0 | 222.0 | 5.0 | 130.1 | 4.4 |
| 1983 | 203.7 | 8,964 | 4.4 | 199.4 | 3.2 | 229.3 | 3.3 | 134.7 | 3.5 |
| 1984 | 210.0 | 9,354 | 4.6 | 206.5 | 3.6 | 237.5 | 3.6 | 139.2 | 3.3 |
| 1985 | 216.0 | 10,871 | 5.0 | 213.8 | 3.5 | 244.6 | 3.0 | 145.8 | 4.7 |
| 1986 | 222.9 | 10,146 | 4.6 | 220.6 | 3.2 | 252.4 | 3.2 | 150.7 | 3.4 |
| 1987 | 232.1 | 8,275 | 3.6 | 226.2 | 2.5 | 257.7 | 2.1 | 155.9 | 3.5 |
| 1988 | 238.4 | 10,573 | 4.4 | 231.9 | 2.5 | 264.4 | 2.6 | 160.0 | 2.6 |
| 1989 | 246.5 | 12,747 | 5.2 | 241.8 | 4.3 | 276.1 | 4.4 | 166.3 | 3.9 |
| 1990 | 252.8 | 15,026 | 5.9 | 254.7 | 5.3 | 290.5 | 5.2 | 175.0 | 5.2 |
| 1991 | 264.1 | 14,911 | 5.7 | 266.3 | 4.6 | 303.8 | 4.6 | 184.4 | 5.4 |
| 1992 | 276.3 | 13,662 | 5.0 | 275.2 | 3.3 | 313.5 | 3.2 | 192.8 | 4.6 |
| 1993 | 284.4 | 11,077 | 3.9 | 281.1 | 2.1 | 319.9 | 2.0 | 197.0 | 2.2 |
| 1994 | 291.7 | 9,118 | 3.1 | 288.4 | 2.6 | 327.4 | 2.3 | 203.0 | 3.0 |
| 1995 | 296.0 | 8,376 | 2.8 | 291.3 | 1.0 | 330.0 | 0.8 | 206.2 | 1.6 |
| 1996 | 305.1 | 8,712 | 2.9 | 295.6 | 1.5 | 334.0 | 1.2 | 209.6 | 1.6 |
| 1997 | 308.1 | 8,927 | 2.9 | 298.9 | 1.1 | 337.0 | 0.9 | 212.7 | 1.5 |
| 1998 | 312.9 | 8,323 | 2.7 | 299.1 | 0.1 | 336.4 | -0.2 | 214.9 | 1.0 |
| 1999 | 316.7 | 7,005 | 2.2 | 300.6 | 0.5 | 336.7 | 0.1 | 217.5 | 1.2 |
| 2000 | 315.3 | 6,499 | 2.1 | 302.2 | 0.5 | 336.8 | 0.0 | 220.6 | 1.4 |
| 2001 | 315.4 | 6,328 | 2.0 | 305.8 | 1.2 | 340.7 | 1.2 | 222.4 | 0.8 |
| 2002 | 316.4 | 5,265 | 1.6 | 302.6 | -1.0 | 336.2 | -1.3 | 223.6 | 0.5 |
| 2003 | 321.3 | 5,233 | 1.7 | 302.1 | -0.2 | 335.5 | -0.2 | 224.2 | 0.3 |
| 2004 | 319.8 | 5,348 | 1.7 | 301.6 | -0.2 | 333.9 | -0.5 | 225.6 | 0.6 |
| 2005 | 317.0 | 5,422 | 1.7 | 302.0 | 0.1 | 337.8 | 1.2 | 222.5 | -1.4 |
| 2006 | 316.7 | 5,661 | 1.8 | 301.8 | -0.1 | 337.7 | -0.0 | 222.6 | 0.0 |
| 2007 | 314.9 | 5,890 | 1.9 | 301.1 | -0.2 | 336.7 | -0.3 | 225.2 | 1.2 |
| 2008 | 309.0 | 6,149 | 2.0 | 299.1 | -0.7 | 333.7 | -0.9 | 226.1 | 0.4 |
| 2009 | 308.0 | 5,630 | 1.8 | 294.5 | -1.5 | 326.8 | -2.1 | 228.0 | 0.8 |
| 2010 | 303.2 | 5,516 | 1.8 | 296.2 | 0.6 | 328.3 | 0.5 | 227.6 | -0.2 |
| 2011 | 303.5 | 5,555 | 1.8 | 296.8 | 0.2 | 328.3 | 0.0 | 231.9 | 1.9 |
| 2012 | 303.2 | 5,400 | 1.8 | 297.7 | 0.3 | 329.0 | 0.2 | 233.1 | 0.5 |
| 2013 | 304.3 | 5,478 | 1.8 | — | — | — | — | — | — |

2. 賃金水準低下の経緯

可処分所得の減少については、税・社会保険料の増額という要素を考慮しなければならないにしても、月額賃金と一時金の双方から構成される賃金の低下が決定的な要素となっていることは明らかである。そこで今度は賃金統計の面に示される事実に着目しよう。表2は、のちの議論のため、第

2次オイルショック後の1976年以降、最近時までの賃上げの妥結状況と所定内給与額の推移をセットにして示している。この表のうち所定内給与の動向をみると、賃金増加率について、～1982年の5%以上、～1988年の3%程度、～91年(バブル期)の5%前後の時期、～94年の2.5%程度

の時期、～1997年の1%前後の時期、2001年までの0%前後の時期、～2009までのマイナスが続いた時期、それ以降の基本的には現状維持の時期、といったかたちで分けられる。さきの家計調査の可処分所得との関係では1997年が分水嶺になっていること、小泉内閣期で賃金をめぐる惨状がいつそう進展したこと、の2つの点で共通している。ただ可処分所得と比較すると、低下が時間的にやや遅くなる傾向があるが、これは所定内給与額ととっているため、一時金の減額などが影響して家計にはより早期に影響が現れると推定される。このほかに、男女で比較すると、とくに1997年以降には、女性の賃金は、例外の年もあるが、概して、男女計がプラスのときはその幅が男性より大きく、またマイナスの年が少なく、したがって常用労働者に関しては賃金格差がある程度縮小する傾向があるが、ここではこれ以上は言及しない。

表3には、バブル崩壊以降の時期の経済成長率を名目、実質双方の数値で示している。賃金の推移と比較すると、1997～8年が重要な転換期であった理由が示される。この時期は、山一証券や北海道拓殖銀行の破綻など、バブル崩壊の余震が襲った年であった。この事実だけをみると賃金の低下が景気の動向の反映であるかのようにみえる。しかし、それ以降の時期をみると、賃金が景気の関数であるとは必ずしもいえないことが示される。実質数値でみると、2002年からリーマンショックの前年の2007年まで、大きな数字ではないが、経

済成長率はプラスとなっている。名目でみても、数値はさらに下がるがプラスであることには違いがない。市場空前の長期にわたっての景気拡大が喧伝された時期である。しかし、この時期、賃金の方は一貫して低下を続けた。ちなみにリーマンショック後では、景気後退の率よりは所定内賃金の低下の率は小さい。ただし家計調査が示しているように一時金などの減少はかなり大きい。この最後の事実は、この時期までに賃金コストの調整が一時金などで行なわれるようになったことを意味する。

表3 国内総生産(GDP)の推移(内閣府)

| 年度 | 名目 | 実質 |
|------|------|------|
| 1995 | 1.8 | 2.7 |
| 1996 | 2.2 | 2.7 |
| 1997 | 1 | 0.1 |
| 1998 | -2 | -1.5 |
| 1999 | -0.8 | 0.5 |
| 2000 | 0.8 | 2 |
| 2001 | -1.8 | -0.4 |
| 2002 | -0.7 | 1.1 |
| 2003 | 0.8 | 2.3 |
| 2004 | 0.2 | 1.5 |
| 2005 | 0.5 | 1.9 |
| 2006 | 0.7 | 1.8 |
| 2007 | 0.8 | 1.8 |
| 2008 | -4.6 | -3.7 |
| 2009 | -3.2 | -2 |
| 2010 | 1.3 | 3.4 |
| 2011 | -1.4 | 0.3 |
| 2012 | -0.2 | 0.7 |

3. 賃上げ状況との関連

表2に戻って、以上の統計的な事象と、春闘の賃上げ妥結結果との関連を検討してみよう。数値を検討する場合に、この統計は定期昇給込みであることを留意しておく必要がある。まず、明確なことは、賃上げ妥結率と、賃金構造基本統計調査でみる所定内賃金の動向とが完全に連動しているわけではない、という事実である。このことは、後者ではマイナスとなる年であっても、賃上げ妥結率は

すべての年でプラスとなっていることで示される。長期的にみると、1980年代初頭までは所定内給与額の対前年増減率は賃上げ率を上回る年もあり、ほぼともに5%以上の水準で近接していた。その後1993年頃にかけては、賃上げ水準が5%前後であるのに対して、所定内賃金はこれより変動幅は大きく、平均的には3.5%である。連動率は約70%程度と抑えることができる。賃上げ率が3%程

度に落ちる1997年頃にかけては所定内賃金の上昇率は約1.5%程度で連動率は50%程度となる。1997年以降は、賃上げ率は2%台、2002年以降はほぼ1%台に低下する。賃上げ率が低くなると所定内給与の推移とはほとんど連動しなくなる。

付言すれば、リーマンショック以降の2009年から2013年まで、賃上げ率の方はみごとに1.8%で固定している。1.8%という数値は、この間の連合の春季生活闘争方針における賃金水準の維持、従来風の言い方でいえば、定期昇給分の確保という水準に張りついているといえる。

内容的には検討すべき課題はいろいろあるものの、労働組合が存在する主要企業のなかの組合員は平均的に一定の賃金増額を獲得していることは間違いがない。にもかかわらず、非組合員が多く含まれる賃金調査や家計調査では、大幅な賃金減額となっている。この関係のなかに連動性の喪失意味が端的に示されていることになる。

主要労組の存在する企業における賃上げ率と、すべての分野の常用労働者を対象とする所定内賃金との連動が失われたのはなぜか。労働経済学者ならまず労働力需給の動向に着目するであろう。しかし、労働力需給と賃上げ妥結率のあいだではバブルの前と後の連動率の低下の時期には一定の影響があったと推定することができるが、その後の時期にはたとえば失業率の動向とは

ほとんど関係がない。つまり通常の労働経済学的理解では説明がつかないことになる。これに代わる注目すべき事実は、すべての指標の転換点は1997年と2002年であるという事実である。2002年は小泉内閣の成立の翌年であり、1997年は、小泉改革の先駆的役割を果たしたといえる橋本内閣が成立した時期である。歴史的にみれば、新自由主義的な制度・政策の進展、要するに労働をめぐる規制緩和の促進がこの事態にきわめて大きな影響を与えていると推定することができる。このことは、ここで掲げている表には一部しか登場しない非正規労働者の急速な増加を考慮に入れればいっそう切実な真実である。もう1つの論点は、労働者の産業別構成の変化である。同一産業内であれば、大企業と中小企業の間では一定の連動性を想定することができるが、まったく別の産業であれば、このような連動は小さくなる。15年間の就業構造の変化では、製造業労働者数は減少し、医療・福祉分野の労働者数が増加している。後者の分野は、医療分野の一部を除けば低賃金労働者が多く、組織率は5%程度にとどまっている。要するに賃金と労働をめぐる制度・政策のあり方は、相当程度に一体であり、この点を抜きにしては、春闘の状況を語ることはできないほどである。以下では狭義の賃上げ問題に議論を限定する。

4. 連合の14春季生活闘争方針

ここまで検討してきたことを簡略に整理すると、①1997年と2002年を画期として、勤労者家計の可処分所得が劇的に減少している、可処分所得の減少には定期的な賃金と一時金の減少が同時に作用している、その一部は家族の収入によって代替されている、②賃金統計でみた場合も、同様の画期で、所定内賃金が減少しているが、これには労働の規制緩和など制度・政策面の影響が大きい、③賃金の状況と春闘の賃上げ妥結を合わせて検討すると、両者のあいだの連動性はしだい

に小さくなり、現在ではほとんどない、などである。2014年の春闘の課題は、単に短期的にアベノミクスのもとで、どのように賃上げを実現するか、というだけではなく、ほぼ15年にわたって進展してきた家計と賃金の劣化という構造的な問題にどのように対処するか、という点に置かれなければならないことは明白である。ここからは、このような問題意識に立って、連合の方針を中心に、労働組合の方針が適切なものとなっているかどうかを検討する。

まず、連合が2013年8月の中央委員会で採択

した「2013春季生活闘争まとめ」をみると、総括的には「賃金構造維持分(賃金カーブ維持分)を確保したものの、働くものの暮らしを底上げし、デフレ脱却につながるような賃金改善までには至っていない」としている。この総括はさきの統計的な事実と基本的に一致する。ただここで「デフレ脱却につながるような」という表現に注目してほしい。理由は後で述べる。もう1つ、賃金構造維持分が確保されたとしても、同一企業内で、個別の労働者に定期昇給的な内容をもつ賃金部分が確保されているかどうかは別の問題である。業績給的な要素が拡大することによって、実際には査定などによる企業側の裁量的な部分が増大しているケースでは平均水準のみで論ずることはできないからである。企業レベルでの聞き取りでいえば、現業部分では賃金体系が変化しても、伝統的な経験重視など年功的な部分が生きているが、ホワイトカラーについては、一定の平均的な賃金上昇分と個別の賃金額との間はほとんど関係がないケースが少なくない。

ついで、春季生活闘争の枠組みに関連して、「産業構造変化や同一産業内でも企業ごとに業績に乖離がある中では、特定の産業・企業がいわゆるパターンセッターを担い、トリクルダウン的に社会的波及を図ることが困難な状況」という表現がある。この文章は、例えば連合に結集する組合の所属する企業間のことをいっているのか、経済社会一般を指して述べているのかよくわからないが、マクロのレベルでは、賃上げ水準の波及というのであれば、特別な事情がある場合を除いて、個別の企業業績のいかんにかかわらず相場として作用する、ということである。後でも述べるが、連合方針は企業がミクロの立場のみに拘泥すると非難しているが、連合方針そのもののなかにもマクロとミクロの論理の混在がみられる。このことを別にすれば、トリクルダウンの時代が終わったという認識は、まったく適切である。

2014年春季生活闘争においては、このような総括から、どのような方針を示されているかが焦点となる。2014年12月の中央委員会が採択した「2014年春季生活闘争方針」では、総論として「すべての働く者の所得の向上を実現し、消費マインドを改善し、デフレからの着実な脱却をはかり、経済の好循環を

はかることが必要である」としている。これは、循環のスタートは、労働者、それも組合員でない労働者をも含めたすべての働く者の所得の増大である、という宣言である。ところが、すぐそのあとに「経済成長と整合ある所得の向上をはかっていくことが最優先」という表現がでてくる。この書き方は取り組み内容の基本的な考え方の中でもほぼ同じ表現で記述されている。後半の部分における経済成長とはどの時点のものであるかは不明であるが、とりようによっては、経済成長並みの賃上げという考え方になる。前半の表現では賃金(×雇用者数)が独立変数で経済成長が従属変数とする考え方が示されていたのに対して、後半の部分では経済成長が独立変数で賃金は従属変数、ということになりかねない。個別企業レベルの交渉では、たとえば雇用の維持のために業績に応ずる賃金ということで賃下げを呑む場合もあるだろうが、マクロ経済に責任をもつナショナルセンターとしては、基本理念として、賃金(+雇用)の増大→経済成長という順序を明確にしておかなければならないはずである。

また闘争の展開にあたっては「労働運動の社会化を推進し、従来の取り組みにとらわれることなく、未組織労働者の処遇改善に波及する運動を推進する」としている。

基本理念の方針は別として、賃上げに関しての具体的な要求の基本部分をみると、①底上げ・底支えをはかる、このため②月例賃金にこだわる、③定昇・賃金カーブ維持相当分(約2%)を確保し、④過年度分物価上昇分、生産性上昇分などを含め、賃上げ(1%分)を要求する、加えて、⑤格差是正・配分の歪み是正分(1%目安)を要求する、となっている。合わせると定期昇給分込みで4%、額でいえば平均1万円以上の賃上げを実現する、というのが、連合としての基本的な要求内容となっている。すでにみてきた可処分所得の動向などからみて、この水準で勤労者家計がどの程度復元されるか、の問題はあるが、4%の賃上げが実現すれば、過去の賃上げ妥結率と所定内賃金の関係からみて、平均的には労働者全体で賃金がプラスに転ずる水準である。

問題は従来の枠組みではなく、新しい枠組みを形成して春闘を闘うとした、もう1つの論点である、こ

の点では基本的な考え方は、キーワードとしては明確に示されている。「底上げ・底支え」という用語がそれである。この場合の「底」は、定期昇給分の確保のように組合員個人の最低限を指す用語にも使われているが、常識的には組合員よりも低い処遇のもとにおかれている非正規労働者などを意味すると考えてよい。この意味での「底上げ・底支え」の基本的な考え方は、ミニマム規制であるといってよい。今年度の方針は、この点でかなりきめ細かな方針をうちだしている。

中小共闘方針と非正規共闘方針を合わせ読むと、ミニマム規制にかんしては2つの方向が示されている。1つは企業レベルでの交渉事項としてのミニマム規制であり、すべての労働組合で企業内最低賃金の協定化を行い、適用労働者の拡大をはかるこ

とがその内容となっている。このための初任給水準の目標値(165400円)と時給労働者の最低規制(時給の最低基準は1000円、現行800円未満は800円)の基準値も示されている。これは組合員→企業内の非組合員→地域への波及、というルートを想定しているといつてよい。ただ昨年度の集計をみても、パートを含めた企業内最低賃金の取り組み状況はいぜんとして低い水準にとどまっており、この点では連合として強力な指導が必要である。

もう1つのルートは、地域運動のかたちをとるものである。地域ミニマム運動は、中小企業やパート労働者の賃金が地域相場によって規定されているという想定のもとに、地域の賃金実態を具体的に掌握するというものであるが、さらに進んで地域ミニマム賃金の設定などを進めようとする構想である。

5. ナショナルセンターとしての春闘戦略

ミニマム規制としての底上げ・底支えは、約60年前に出発した日本の春闘が全体としては忘れてきた課題である。「すべての働く者」の所得の上昇をスタート地点とする経済成長という基本理念に徹するとすれば、その道こそ王道である。いまの時点で、この部分をナショナルセンターとしての連合の春季生活闘争において戦略化するという方針はまことに適切である。しかし、中央委員会決定をみるかぎり、この点が運動として戦略化されるまでには残念ながら至っていない。

制度・政策面を別にすれば、戦略化のかぎは地域にある。産別・企業別レベルでの賃金交渉については、自治にまかせてよい。むろんナショナルセンターとしてやるべきことはある。たとえば、連合本部、産別をつうじて賃金のプロがほとんどいなくなっているから、それこそ「底」を維持するための賃金体系のあり方などをしっかり示す人材を養成し、産別の枠を超えた日常的な交流の場を作るといった支援の方法もある。とりわけ、「底」を重視するなら、低賃金労働者の多い産別組織に積極的に肩入れし、他の産別からも支援が行なわれるよ

うに連合が調整するといったことはミニマム規制戦略にとっても重要である。しかし、ミニマム規制という立場から今急務なのは、何より地域戦略である。戦略のかぎは地方連合が春闘の主役になりうるような役割を明示することである。

中央委員会決定の方針のなかには、地域の商工団体などとの協議が重視されている。しかし、まず協議に応じない場合がある。業界団体のなかには特定最賃をかたくなに拒否する場合もある。こうした場合どうするか。また歴史的事実が示すところでは、いったん共同宣言などが成立しても裏切るのが経営者団体の常である。連合自身、2000年前後に行なった雇用の共同宣言、ワークシェアリングの三者共同宣言、10年間で1000円の最低賃金など、すべて裏切られているではないか。こうしたことを打破するためには非組合員を含む当事者参加を可能にするイベント型の大衆行動など、地域での大衆運動を可能にする方法論を連合が打ち立て、傘下の産別組織が積極的にこれに加わるよう説得する任務が連合にはある。それがナショナルセンターとしての春闘の基軸であろう。